

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和7年6月11日
千代田区長 樋口 高顕

1 業務の概要

（1）業務名

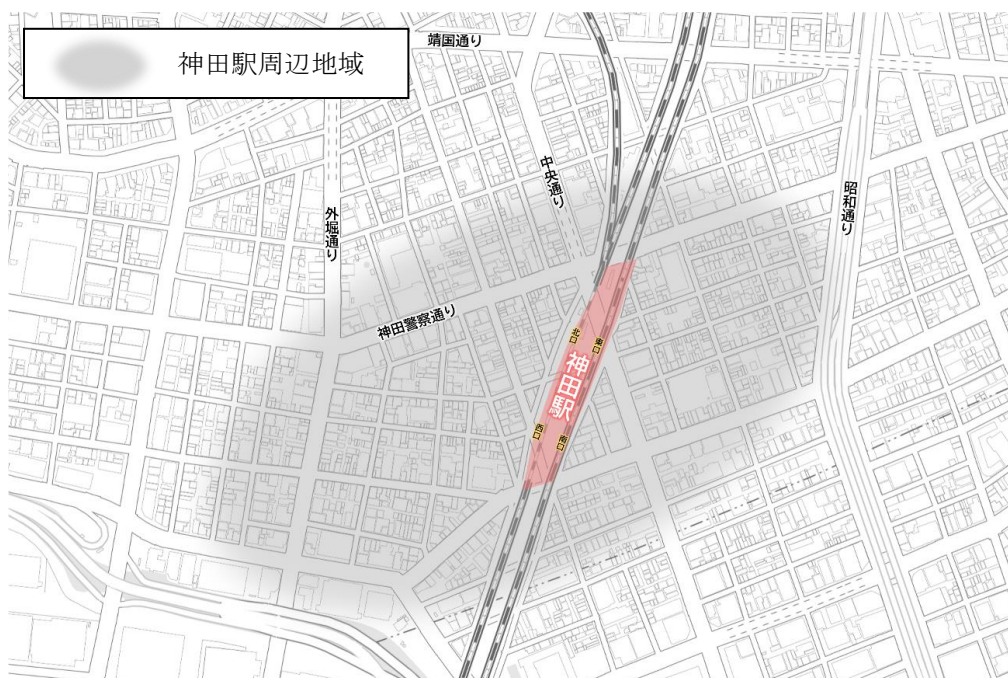
神田駅周辺地域まちづくり検討支援業務

（2）業務目的

神田駅周辺地域（以下、「当地域」という。）では、建物の老朽化が進み、更新が進んでいない、緑やオープンスペースが少ないなどの課題を有している。また、江戸からの下まちとしての特性や商店街としての賑わいの連続性を維持・創出するとともに、神田エリア～日本橋エリア（中央区）をつなぐ交通結節点としての機能を高めながら、まちを更新していくことが求められている。

本業務は、当地域における再開発の機運なども踏まえた総合的なまちづくりの検討（方向性や手法など）及び様々なステークホルダーの意向を汲み取り、当地域の特性などを活かしたまちの更新を検討していくための組織の在り方検討、まちづくり検討に係る会議開催に伴う資料作成や円滑な運営の補助を目的とするものである。

（3）対象地域



(4) 業務内容

1) 当地域におけるまちづくりの方向性検討

- (ア) 当地域における上位計画の整理、地域特性・開発動向等の整理
- (イ) 駅周辺に関する他地域のまちづくり基本構想やガイドライン等の事例調査
- (ウ) 当地域におけるステークホルダーの意向調整
- (エ) 当地域のまちづくり推進に向けた手法等の検討
- (オ) 面的なDXの活用や環境負荷低減への取組み等の検討
- (カ) (ア)～(オ)を踏まえたまちづくり検討組織の在り方検討

※以下、1)(カ)を踏まえた会議を「まちづくり検討会」と言う

- (キ) 当地域における基本構想案の作成

2) まちづくり検討会の運営支援等

- (ア) 事前・事後の打合せ、まちづくり検討会への同席及び設営補助等、議事録及び議事要旨等の作成を行う。
- (イ) 区の指示により、まちづくり検討会にかかる資料の取りまとめや印刷、資料作成補助を行う。
- (ウ) まちづくり検討会の開催は計3回以内を予定する。

3) 地区計画等策定に向けた検討支援業務

- (ア) 1) 及び内神田二丁目地区地区計画を踏まえた、神田駅周辺の地区計画等策定に向けた検討支援

(5) 履行期限

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(6) 提案限度額

15,000,000円(税込み)

※この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

(7) 継続業務(予定)

有(令和7～9年度)

2 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
- イ 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。
- ウ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領(平成7年9月1日7千総経発第92号)に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

オ 経営不振の状態でないこと。

カ 主任担当者となる者は、下記のいずれかの資格を有し、都市計画設計に関する専門知識と業務経験を有する者であること。

- ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門、都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・再開発プランナーの資格を有し、登録を受けている者
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

（2）提案書提出者を選定するための基準

	評価項目	評価の視点	指標
組織 評価	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、従業員数 等
	履行保証力	履行保証力の有無	貸借対照表、損益計算書 等
	業務執行技術力	本業務を遂行するために必要な知識・経験	過去 10 年間の同種業務の実績 等 ※1
	精通度	千代田区の地域特性の熟知度	千代田区における過去 10 年間の業務実績※2
	社会貢献等	社会貢献や地域貢献等の有無	社会貢献や地域貢献等の取組みの状況 等
担当者 評価	主任担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	主任担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等
	その他の担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	その他の担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等

※1 同種業務とは、地方公共団体が発注したまちなみ再生や駅前広場の検討等に関する受託業務をいう。

※2 千代田区における業務とは、まちづくりに関する上位計画の策定、地区計画策定、地域のまちづくり協議会等の支援業務をいう。

(3) 提案書を採用するための評価基準

提案書採用者の選定は、提案書等提出書類のほか、提案書に基づくプレゼンテーションの評価により行う。提案書の評価項目等は、以下のとおりである。なお、プレゼンテーションの日程については、別途通知する。

	評価項目	評価の視点	配点
提案内容等評価	現状把握	・近年のまちづくりに関する状況の変化や国及び東京都のまちづくりの施策の動向をふまえた現状や当地域の地域特性を十分に把握・理解しているか	10 点
	提案内容	・当地域の実態、特性を踏まえたまちづくり推進や課題解決に向けた手法や方向性を提案できているか	25 点
		・当地域に適したまちづくり検討組織の在り方について提案できているか	25 点
	実現性	・提案内容は実現可能なものであるか ・提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか	10 点
	プレゼンテーション	・提案書は説得力があり、分かりやすいか ・説明は論理的であり、説得力があるか	15 点
	総合評価	・本業務の目的や意義を十分に理解しているか ・本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか	15 点
計			100 点

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし合格基準点（評価点合計の6割）を設定する。

3 手続き等

(1) 担当課

千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課（担当：飯塚、佐藤、二宮）

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所5階

電話番号：03-5211-3619

電子メール：chiiki-machi@city.chiyoda.lg.jp

(2) 要求水準等説明書の交付期間、配布場所及び方法

ア 交付期間

令和7年6月11日（水）から令和7年6月27日（金）まで

イ 交付場所

千代田区ホームページ <http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/proposal/>

ウ 交付方法

千代田区ホームページの「入札・契約 プロポーザル情報」からダウンロード

(3) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年6月27日(金)

(受付は区役所開庁日の午前9時から午後5時まで)

なお、書類持参に際しては、提出の前日までに、提出場所へ提出日時を連絡すること。

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出方法

書類は持参することとし、郵送、ファクスまたは電子メールによる提出は不可とする。

(4) 提案書の提出期限、場所、方法及び部数

ア 提出期限

令和7年7月30日(水)

(受付は区役所開庁日の午前9時から午後5時まで)

なお、書類持参に際しては、提出の前日までに、提出場所へ提出日時を連絡すること。

イ 提出場所

3(1)に同じ

ウ 提出方法

書類及び書類のデータが入った CD-ROM は持参することとし、郵送、ファクスまたは電子メールによる提出は不可とする。

エ 部数

書類：正本1部、副本10部

CD-ROM：1枚

4 その他

その他の事項や詳細については、「要求水準等説明書」を参照すること。